

○益田市森林作業道整備事業補助金交付要綱

令和2年6月26日
益田市告示第213号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の森林における森林作業道の整備を支援することにより、森林の整備を推進し、及び木質資源の有効活用を促進することを目的として、市が交付する益田市森林作業道整備事業補助金（以下「補助金」という。）について、益田市補助金等交付規則（平成9年益田市規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、森林の整備及び木質資源の有効活用を目的として、森林作業道の開設又は修繕若しくは拡幅を行う事業とする。ただし、国又は県の補助事業の採択対象となる事業（市長が別に認める事業を除く。）を除く。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる者であって、市税等の滞納のないものとする。

(1) 森林所有者

(2) 林業事業体

(3) 前2号のほか、森林所有者からの委託を受けて、森林の管理を実施する者
(補助金の額等)

第4条 補助金の額及び補助条件は、別表に掲げる森林作業道の整備区分に応じて、同表に定めるとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「事業者」という。）は、益田市森林作業道整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、交付の申請は、1事業者につき1年度当たり1回限りとする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するとともに、その決定した内容を益田市森林作業道整備事業補助金交付決定（申請却下）通知書（様式第2号）により事業者に通知するものとする。

(補助金の変更承認申請)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という）は、規則第9条第1項に規定する事由が生じたときは、益田市森林作業道整備事業補助金変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、承認の可否を決定するとともに、その決定の内容を益田市森林作業道整備事業補助金変更承認（申請却下）通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から30日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、益田市森林作業道整備事業補助金実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定の取消し等）

第9条 市長は、規則第16条第1項及び第2項に定めるもののほか、補助事業者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に交付した補助金があるときは、当該取消しに係る補助金の返還を命ずることができる。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和2年7月1日から施行する。

（益田市簡易作業路開設事業補助金交付要綱の廃止）

2 益田市簡易作業路開設事業補助金交付要綱（平成16年益田市告示第196号）は、廃止する。

（失効）

3 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

整備区分	補助金額	補助条件
開設	次の各号に掲げる区分に応じて、森林作業道の延長1メートル当たり当該各号に定める額を乗じた額（森林作業道の開設に要した経費の合計額を上限とする。） (1) 主伐を目的とする場合 1,000円 (2) 間伐を目的とする場合 1,500円	幅員は、2.5メートル以上とすること。
修繕又は拡幅	森林作業道の修繕又は拡幅に要した経費の合計額の2分の1以内の額（10万円を上限とする。）	修繕又は拡幅後の幅員は、2.5メートル以上とすること。